

トラオム祝祭管弦楽団公認室内楽企画について

トラオム祝祭管弦楽団が次第に大きな団体となり、トラオムで出会ったメンバーが集まって別の企画をするグループもいくつか出現してきました。

また、そのなかには「トラオム祝祭管弦楽団の企画」として演奏会を開くことを希望している室内楽グループも登場しようとしています。

「ホールという空間を”夢”で包み込みたい¹」という理念に共鳴した音楽団体が増えることはトラオム祝祭管弦楽団として歓迎したいと思います。

ただし、「トラオム」を名乗る団体が無秩序に増えることは楽団のブランドイメージに関わることなので明文化したルールを設けることといたしました。

皆さんの活動を制限したいわけではなく、無秩序になることを防ぐためのものですので、是非「トラオム」の名前を使って理念を体現し、広めていただければと思います。

1. トラオム祝祭管弦楽団本部との関係について

1-1. 呼称

トラオム祝祭管弦楽団公認企画として室内楽の演奏会を企画グループは「トラオム・カンマーアンサンブル」と名乗ってください。

1-2. 運営

トラオム・カンマーアンサンブルとして企画をする各グループは、トラオム祝祭管弦楽団運営本部とは独立した運営を行ってください。

トラオム祝祭管弦楽団運営本部が関わる領域は運営のサポートまでとし、演奏会を行う上

¹「音楽を通じてお客さんと一緒に心が揺さぶられるような空間に浸ることのできる演奏会を創り上げよう」という意味

での実務的なタスクには手を付けません。

1-3.呼称の使用許可

トラオム祝祭管弦楽団の公認企画として室内楽の演奏会を実施しようとするグループは、本ルールを遵守し、トラオム祝祭管弦楽団の許可を得た場合のみ、公認企画として認定し「トラオム・カンマーアンサンブル」の呼称を用いることができるようにします。

1-4.公認企画としての認定基準

- ①トラオム祝祭管弦楽団の理念に合致する音楽活動であること
- ②トラオム祝祭管弦楽団のブランドイメージを損なわないこと
- ③メンバーの3分の2以上が、過去5年以内にトラオム祝祭管弦楽団の演奏会に出演した経験のある演奏者であること
- ④トラオム祝祭管弦楽団運営本部と常に情報共有ができること
- ⑤企画の責任者が過去5年以内にトラオム祝祭管弦楽団の演奏会に出演した経験があること

1-5.申請先

本規約の施行と同時に、「トラオム祝祭管弦楽団 室内楽企画管理局」（以下、室内楽企画管理局）を設置します。

管理局のメンバーは小栗、吉川、米本です。

トラオム祝祭管弦楽団公認企画の申請および問い合わせは、この室内楽企画管理局へ行ってください。

1-6.資金関係

トラオム・カンマーアンサンブルの企画ごとで完結させるものとし、企画を横断して資金のやり取りは行ってはならないものとします。

また、トラオム祝祭管弦楽団はトラオム・カンマーアンサンブルの企画に対して、費用の援助や立替は行いません。

1-7.代表者

企画ごとに代表者を置いてください。

1-7-1.代表者の資格

責任者は過去 5 年以内にトラオム祝祭管弦楽団の演奏会に出演した経験がある人である必要があります。ただし賛助として参加された方は条件外となります。

1-7-2.代表者の責務

- ①室内楽企画管理局への申請手続きをはじめとするやり取り
- ②個人名義での練習会場確保 (2-2-3 参照)

2.運営について

トラオム祝祭管弦楽団の公認企画に認められた場合、トラオム祝祭管弦楽団が定める規定の中で運営を進めていただきます。

また、公認企画は以下の様々な運営サポートを受けられます。

2-1.広報面

2-1-1.WEB コンテンツ

公認企画に認定され、「トラオム・カンマーアンサンブル」を名乗るグループ（以下、トラオム・カンマーアンサンブル）は、トラオム祝祭管弦楽団広報部が積み上げてきた WEB 上のファンにアクセスすることができます。

■Twitter/Facebook/Instagram

本番までに投稿予定を、公認を受けてから 1 ヶ月以内に提出してください。あとの変更・追加は可能です。

■ホームページ

トラオム祝祭管弦楽団公式ホームページに載せる演奏会紹介の文章とレイアウトを、公認を受けてから 1 ヶ月以内に室内楽企画管理局まで提出してください。

2-1-2.チラシ

チラシを作成する場合、制作物を室内楽企画管理局に提出してください。

2-1-3.デザインコンテンツ

チラシやWEB 広報に必要なデザインコンテンツは、トラオム祝祭管弦楽団専属デザイナーを紹介します。

ただし、デザイナー陣も個人事業的にやっているので、デザイン料が発生することがあります²。

2-1-4.禁止事項

トラオム・カンマーアンサンブルがトラオム祝祭管弦楽団のブランドイメージを損なう可能性のある広報活動（虚偽の記述や過大広告、下品な表現など）を行うことを禁止します。

2-1-5.個人アカウントおよび企画ごとのアカウントの使用制限

トラオム・カンマーアンサンブルから提出された広告クリエイティブ（チラシ、WEB 用バナー画像など）には審査が発生します。

審査を通過し、トラオム祝祭管弦楽団公式アカウントから発信されるまでは、広告クリエイティブ個人アカウントおよび企画ごとのアカウントで発信することはできません。

2-2.団内マネジメント面

2-2-1.録音

トラオム祝祭管弦楽団に紐付いた録音技術者を紹介することができるので、利用したい場合は室内楽企画管理局に相談してください。

2-2-2.チケット管理

トラオム・カンマーアンサンブルの演奏会のチケットは、提供できる演奏価値に応じて有料に設定してください。

また、チケットサービスは室内楽企画管理局が許可したもの（トラオム祝祭管弦楽団の演奏会で利用しているもの）を使用してください。

ただし、運用は各企画の責任で行ってもらい、万が一トラブルが発生してもトラオム祝祭管弦楽団本部は責任を取ることができません。

2-2-3.練習会場

練習会場の確保は企画の代表者の個人名義で行ってください。

² 料金の例については別途情報を開示するのでご相談ください。

仮に「トラオム・カンマーアンサンブル」の名義で予約した場合、使用許可証のやり取りなどが煩雑になるためです。

団体で予約したほうが割引が適用される場合には室内楽企画管理局にご相談ください。

2-3. 渉外面

2-3-1. 受付

受付のマニュアルを演奏会の2週間前までに届け出てください。

また、トラオム祝祭管弦楽団の過去出演者にスタッフ協力をアナウンスすることができます。

2-3-2. 協賛

協賛営業をする場合は事前に室内楽企画管理局に届け出てください。

また、趣意書、契約書及び領収書はトラオム祝祭管弦楽団で使用しているものを使って下さい。

ただし、運用は各企画の責任で行ってもらい、万が一トラブルが発生してもトラオム祝祭管弦楽団本部は責任を取ることができません。

2-4. 会計面

トラオム祝祭管弦楽団で使用している会計管理シートのテンプレートが提供可能です。

ただし、運用は各企画の責任で行ってもらい、万が一トラブルが発生してもトラオム祝祭管弦楽団本部は責任を取ることができません。

3. 罰則

本ルールに違反したと室内楽企画管理局が判断した場合、公認企画としての認定を剥奪し、当該メンバーが以後「トラオム・カンマーアンサンブル」としての演奏会を開くことを禁止にします。

4. ルールの変更

本ルールは室内楽企画管理局の判断により予告なく変更される場合があります。

室内楽企画管理局はルールの変更を行った場合、5年以内に実施されたトラオム祝祭管弦楽団の演奏会の参加者に対して周知を行います。

ただし、連絡網（LINE グループ）から退会していた場合この限りではありません。

附則

2020年3月25日 制定

2020年3月29日 改訂